

9. 剰余金処分

(単位：千円)

科 目	平成18年度	平成19年度
	金 額	金 額
当期末処分剰余金	157,618,169	143,318,076
任意積立金取崩額	163,650	156,066
不動産圧縮積立金取崩額	163,650	156,066
計	157,781,819	143,474,143
剰余金処分額	157,781,819	143,474,143
社員配当準備金	114,169,449	89,227,951
差引純剰余金	43,612,369	54,246,191
損失てん補準備金	400,000	300,000
基金利息	2,678,120	2,328,000
任意積立金	40,534,249	51,618,191
基金償却準備金	26,200,000	38,700,000
価格変動積立金	10,000,000	10,000,000
社会公共事業助成資金	2,326,000	2,326,000
保健文化賞資金	50,000	60,000
緑のデザイン賞資金	50,000	50,000
不動産圧縮積立金	1,908,249	482,191

(注) 差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

10. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,791	6,281
危険債権	10,985	19,820
要管理債権	3,135	2,842
小計	18,912	28,944
(対合計比) /	(0.33)	(0.54)
正常債権	5,792,650	5,337,155
合計	5,811,562	5,366,100

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。